

令和8年度
日本学生支援機構給付奨学生予約採用候補者の「自宅外通学」月額への変更手続きについて

採用候補者に決定した学生は、正式採用のために進学届等の手続きが必要ですが、先立って、給付奨学金の「自宅外通学」月額への変更手続きについてご案内いたします。既に住居が決まっており、「自宅外通学」月額を希望する人は期限までに必要書類を提出してください。

※給付奨学金の支給金額や「自宅通学」「自宅外通学」の詳細については、「[令和8年度給付奨学生 採用候補者のしおり](#)」の10ページをご確認ください。

※本要項（手続きに必要な書類）は、学生支援・社会連携課経済支援係前にも配架しています。



通学形態変更届（自宅外通学）及び自宅外通学証明書類の提出

予約採用候補者は、4月以降に行う進学届等の手続き時期によって初回の振込日が決定します。本学に提出期限までに不備なく書類を提出し、日本学生支援機構での審査が問題なく完了した場合、初回振込月（最短で4月）より「自宅外通学」月額が振込まれます。（進学届のインターネット入力期間は次頁参照。）

◆**提出期限**：3月13日（金）17時【厳守】

◆**提出先**：学生支援・社会連携課 経済支援係窓口（3号館1階）※¹ 又は 郵送※²

※¹ 学生支援・社会連携課経済支援係の場所は次項を参照してください。

※² 郵送の場合はレターパック等の送付記録が残る郵送種別で送付してください。期限後に到着した書類は受け付けられません。

◆提出書類

確認 ☑	提出書類	対象
	<ul style="list-style-type: none"> ・通学形態変更届（自宅外通学） <ul style="list-style-type: none"> ☐ P.3を印刷し、P.4～8の記入例を確認のうえ必要事項を全て記入しました。 ☐ 自宅外要件①～⑤のいずれかに該当していることを確認しました。 	全員
	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅外通学証明書類（賃貸借契約書等の全ページのコピー） <ul style="list-style-type: none"> ☐ 裏面の「自宅外通学要件確認チャート」を確認し、A～Gに該当する書類を用意しました。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシート <ul style="list-style-type: none"> ☐ P.9を印刷し、該当する項目のチェック欄に☑を記入しました。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知のコピー（表面のみ） <ul style="list-style-type: none"> ☐ 選考結果欄で給付奨学金の採用候補者に決定していることを確認しました。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・改氏名届 及び 変更前後の氏名が記載された住民票 <ul style="list-style-type: none"> ☐ 採用候補者決定通知に記載の候補者氏名に変更が生じています。 	該当者のみ

◆**注意**：下記に該当する場合は、担当（お問合せ先）までご連絡ください。

- 書類提出後、進学届等提出までの間に、氏名の変更があった。
- 書類提出後、進学届等提出までの間に、生計維持者の変更（住所変更含む）があった。
- 書類は提出したが、進学届提出までの間に、「自宅通学」となることが決まった。

【参考】正式採用のための進学届等の手続き（4月以降）

採用候補者に決定した学生は、正式採用のために進学届等の手続きが必要です。詳細は3月中旬～下旬に本学HP「[日本学生支援機構奨学金予約採用候補者（学部新入生）の入学後の手続きについて【高等教育の修学支援新制度を含む】](#)」にてお知らせしますので、必ず手続きしてください。



◆進学届インターネット入力期間

進学届入力日	奨学金初回振込日
4月1日（水）～4月7日（火）	4月21日（火）
4月8日（水）～4月21日（火）	5月15日（金）
4月22日（水）～5月26日（火）	6月11日（木）

◆備考

3月13日（金）までに通学形態変更届等を提出できなかった場合でも、進学届等の手続き時に必要書類を提出すれば「自宅外通学」月額が振込まれます。（なお、手続きが完了するまでは「自宅通学」月額が振込まれ、手続き完了後「自宅外通学」月額が振込まれます。（最短で6月以降）

【参考】学生支援・社会連携課経済支援係（3号館1階）の場所



<提出先・お問合せ先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地
京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課 経済支援係
(3号館1階 平日8:30-17:00)
TEL: 075-724-7143 / E-Mail: shogaku@jim.kit.ac.jp

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外通学事務処理センター

私は、下記のとおり自宅外通学を申請します。
 なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
 確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。
 第一種奨学金の貸与月額については、諸規程に基づき現在の月額から増額又は減額された額(複数あるときは機構の定める額)に変更されることが
 あることに同意し、併給調整に伴う月額変更により、既に振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、諸規程の定めに基づき、
 第一種学資貸与金として取り扱うことに同意します。

【記入・提出にあたっての注意】

- ・枠内をもれなく正確に記入し、学校に提出してください。記入内容をもとに承認可否の審査を行います。
- ・申請には「奨学生番号」または予約採用における「採用候補者決定通知登録番号」のいずれかが必要です。
 在学採用申込中である場合など、いずれも持たない場合は申請できません。
- ・賃貸借契約書等、自宅外通学の証明書類の添付が必要です。「対象区分・必要証明書類確認チャート」を参照し、必要な
 証明書類をホチキス留めしてください。なお申請後の返却はできませんので、証明書類はコピーの添付を推奨します。

学校名	京都工芸繊維大学		学年	年	学校への提出日	西暦 2 0 年 月 日 (※1)	
学部・学科 (課程・研究科)	工学科学部	課程			生年月日	西暦 年 月 日	
奨学生番号			採用候補者決定通知登録番号 (奨学生番号付与前に限る)			進学届入力日	
5	2	0	どちらかを ←記入→			-	1 0 -
自宅外通学要件 及び提出書類の確認	「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G						
自宅外通学申請住所 への入居日	西暦 2 0 年 月 日	<input type="checkbox"/> 入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月以内→入居日の属する月から自宅外通学を承認 (※2) <input type="checkbox"/> 入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月を経過→学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認					
賃貸借契約期間	西暦 2 0 年 月 日 ~ 西暦 2 0 年 月 日						
家賃・寮費の発生年月日 (※3)	西暦 2 0 年 月 日	いずれかに該当する 場合は☑を記入→	<input type="checkbox"/> フリーレント等により、左に記載の年月日から家賃・寮費が発生 <input type="checkbox"/> 住所変更はないが、左に記載の年月日から自宅外要件に該当				
自宅外通学申請住所	〒 -						
機構に届出済みの 生計維持者① (現住所)	生計維持者① (続柄:)	〒 -	氏名 :				
機構に届出済みの 生計維持者② (現住所)	生計維持者② (続柄:)	〒 -	氏名 :				
キャンパス所在地 (通学校舎)	〒 606 - 8585 京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地						
自宅外要件 (※4)	下記①～④の当てはまる要件に☑を記入してください。 ①～④に当てはまらず、やむを得ない特別な事情で申請する場合は、⑤の詳細欄にその事情を記入してください。						当てはまる
・生計維持者との別居 ・本人または生計維持者 の家賃(寮費)負担 に加えて満たす要件を 選択してください。	①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)						<input type="checkbox"/>
	②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)						<input type="checkbox"/>
	③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)						<input type="checkbox"/>
	④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)						<input type="checkbox"/>
	⑤その他やむを得ない特別な事情 (※5)						詳細:

- (※1)学校への提出日が未記入の場合、自宅外通学事務処理センター(機構)への書類到着日を提出日として扱います。
- (※2)給付奨学金の支給始期年月より前から承認されることはありません。
- (※3)実際の家賃支払日ではありません。(例:契約期間の開始日である2026年4月1日分から発生する家賃を初期費用で前払いしている場合でも、2026年4月1日と記入。)
- (※4)機構では適時、要件該当の妥当性を調査しています。十分に確認のうえ選択してください。
- (※5)学業との関連で実家からの通学が困難な事情を詳細に記入してください。「別紙参照」と記入のうえ、事情を記した別紙を添付しても構いません。なお学校の入寮義務がある場合は「入寮義務あり」、独立生計として認められている場合は機構に届出済みの生計維持者①に自身の情報を記入のうえ「独立生計」と記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名
証明者 (※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

学校確認欄 (☑を記入)	・上部枠内の必要事項がもれなく記入されていることを確認済 <input type="checkbox"/> はい						
	・以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済						
	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> E	<input type="checkbox"/> F	<input type="checkbox"/> G

電話番号(担当者名)			学校番号				区分
075	-	724	-	7143	1	0 6 0 0 4	0 0
()							

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

対象区分・必要証明書類確認チャート(裏面)

※1	入寮(入所)事実の証明書	<p>入寮証明書に相当する書類にて、下記4項目を確認します。 [(①奨学生氏名、②寮の所在地、③入寮期間、④寮費(部屋代)) ・寮費(部屋代)が発生しない場合は自宅通学の扱いです。水道光熱費や食費、共益費等は寮費(部屋代)としてみなしませんが。 ・入寮期間の終了日が記載されていない場合、給付始期年月以降の日付で学校が証明している必要があります。 ・(対象区分Aの場合)入寮義務の証明は学校名が確認できる場合に限り、寮のパフレットや規則のコピーの添付でも可とします。 ■給付様式35-③「入寮(入所)証明書」の利用を推奨。審査項目を網羅しています。</p>
※2	賃貸借契約書	<p>賃貸借契約書(に相当する書類)にて、下記6項目を確認します。 [(①賃貸借契約の締結、②契約期間、③借主および貸主、④入居者、⑤家賃、⑥物件の所在地) ・重要事項説明書、家賃の保証委託契約書、火災・家財等の保険契約書は賃貸借契約の締結を証明する書類として扱えません。 ・基本的には借主＝入居者ですので、奨学生本人が借主の場合は入居者の記載は無く構いません。 ・書面契約であれば署名や押印により契約の締結まで確認できる状態であること。特に貸主の署名や押印がない状態では契約未完とみなし不備となります。 ・電子契約であれば電子署名の他、契約日の印字等により契約の締結まで明確に確認できる状態でプリントアウトしたものであること。電子署名の体裁は問いません(下部「補足」参照)。 【参考】書面契約か電子契約かは、契約書内に記された契約成立文言で判断することが可能です。 書面契約の例:「本契約書2通を作成し、記名・捺印のうえ甲乙双方が「通ずつ保管する」など 電子契約の例:「本契約書を作成し、甲乙双方が記名捺印に代わる電磁的处理を施す」など ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」で代用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。</p>
※3	領収書 又は 支払実績証明書	<p>家賃・寮費の発生年月日(給付始期のほうが遅い場合は給付始期)における、賃貸借契約書に記載されない奨学生又は生計維持者の家賃支払いの実態について、領収書や支払実績証明書から下記7項目を確認します。 [(①宛名、②物件名と所在地、③家賃領収の対象月、④金額、⑤家賃として領収した旨の記載、⑥貸主または(不動産仲介業者)による証明と押印、⑦発行日) ・通帳等での引き落とし明細では7項目すべてを確認できないため認められません。 ・⑥以外の者(家賃の保証委託会社等)が発行したものは認められません。 ■給付様式35-②「支払実績証明書」の利用可能。</p>
※4	居住証明書	<p>賃貸借契約書に記載されない本人居住および生計維持者と別居の実態について、賃貸借契約書に相当する書類として貸主(または不動産仲介業者)が発行する居住証明書から下記6項目を確認します。 [(①物件名と所在地、②貸主および借主、③実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、④契約期間、⑤賃料、⑥発行者の証明) ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。</p>
※5	契約期間外の居住証明	<p>賃貸借契約書に記載された契約期間を過ぎてなお同一物件に居住し続けている実態について、下記書類から確認します。(賃貸借契約書における自動更新文言の提示は不可) ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の、奨学生名義の公共料金の領収書 ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の家賃支払いに係る領収書又は支払実績証明書(※3参照) ・契約期間を更新した居住証明書(※4参照) ・契約更新後に発行された更新契約書や新たな賃貸借契約書(※2参照) ※最近各社ポータルサイトのマイページから公共料金や家賃の領収明細や更新契約書をダウンロードできる会社が増えていますので、書面が見当たらない場合にはそちらをご確認ください。 ※「請求書」や「更新のお知らせ」では、実際に支払った・更新した「事後の証明とならない」ため認められません。</p>
※6	個人間の賃貸借契約	<p>知人宅の間借り等、不動産業者による賃貸借契約書が発行されない場合において、奨学生または生計維持者と家主の個人間で交わした取り決めに証明する書類を元に、下記7項目を確認します。 [(①物件所在地、②家主(貸主)および借主(奨学生または生計維持者)、③実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、④契約期間、⑤月額家賃、⑥家主(貸主)による押印必須の証明、⑦証明日) ・提出できない場合、家賃負担が確認できない場合は自宅外通学の証明とすることができません。 ・虚偽の申請は認められず、発覚した場合には処分が課される場合があります。 ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用を推奨。</p>

【補足】

- ・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月(初回振込月)とは異なります。
- ・入居途中に生じた管理不動産業者の変更や会社名変更により賃貸借契約書に記載された業者が各種証明者となれない場合、その変更が分かる書類(借主や入居者への通知文書やHP掲載内容の印刷物等)と併せて提出してください。
- ・電子署名の体裁の一例
 - タブレット等にサインした筆跡がそのまま印字されている
 - 印字された氏名の近辺に小さな数字の羅列が印字されている(電子証明)
 - 氏名が印字され、かつ契約日まで印字されている(契約締結の証明として十分)

【参考資料】証明書類との照合例
該当する対象区分が〔C,D,E,F,G〕の場合

給付

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

学校名	日本学生支援機構大学	学年	1年	学校への提出日	西暦 2026年 4月 21日 (※1)
学部・学科 (課程・研究科)	〇〇学部 〇〇学科			生年月日	西暦 2007年 10月 1日
				学籍番号	000001
				フリガナ	イクエイ ユウ
				氏名 (自署)	育英 友 ①
奨学生番号		どちらかを ←記入→	採用候補者決定通知登録番号 (奨学生番号付与前に限る)	進学届入力日	
5 2 0			9 9 9 9 9 9 9 9 - 1 0 9 - 9 9 9 9 9	4月 16日	
自宅外通学要件 及び提出書類の確認	「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input checked="" type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G				
自宅外通学申請住所 への入居日 ②	西暦 2026年 4月 3日	→入居月(または採用月)から学校への提出日まで3か月以内→入居日の属する月から自宅外通学を承認(※2) →入居月(または採用月)から学校への提出日まで3か月を経過→学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認			
賃貸借契約期間 ③	西暦 2026年 3月 25日	～	西暦 2027年 3月 24日		
家賃・寮費の発生年月日 (※3) ④	西暦 2026年 5月 1日	いずれかに該当する 場合は☑を記入→	<input checked="" type="checkbox"/> フリーレント等により、左に記載の年月日から家賃・寮費が発生 <input type="checkbox"/> 住所変更はないが、左に記載の年月日から自宅外要件に該当		
自宅外通学申請住所 ⑤	〒153 - 8503 東京都目黒区駒場4-5-29 駒場マンション 3階 301号				

賃貸借契約書

名称	駒場マンション 3階 301号		
住所	東京都目黒区駒場4-5-29 ⑤		
構造	鉄筋コンクリート造(5階建)		
種類	共同住宅 ②③④	タイプ	1K
契約期間	2026年3月25日(入居開始可能日)～2027年3月24日		
家賃	月額 35,000円	家賃支払方法	毎月27日までに翌月分を口座振替にて支払う
共益費	月額 3,000円		
家賃振替口座	育英銀行	口座番号	(普通) 1111111
	本店	フリガナ	シエンキコウ
		口座名義	支援機構

契約条件の詳細

駐車場	駐車位置：指定の場所に駐車してください。
自転車等	自転車置場：有

特約条件

- 2026年5月分から家賃は発生する。④
- 期間内の違約金は、契約開始日より1年未満で賃貸借契約が解約となった場合は

契約日	2026年 3月 10日	
賃借人	住所	〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1
	氏名	奨学 一郎
賃借人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
	フリガナ	イクエイ ユウ
	氏名①	育英 友 <small>氏名が一致していない場合は 下記※1または※2を確認してください。</small>
連帯保証人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
	フリガナ	イクエイ タロウ
	氏名	育英 太郎

仲介業者

免許番号 〇〇〇免許 東京(〇)第〇〇〇〇号
株式会社 支援機構不動産
代表取締役 支援 一郎

産構支
ノ不援
印動機

・②の自宅外通学申請住所への入居日は、③の賃貸借契約期間内の日付になります。よって必ずしも契約期間の開始日と一致するものではありません。

・④の家賃・寮費発生年月日は一般的に契約期間・入所期間の開始日にあたりますが、フリーレント等の特約により差異がある場合は右側に☑のうえ、実態に即した発生年月日を記入してください。
この例では2026年4月末までがフリーレント期間のため、家賃・寮費発生年月日は2026年5月1日としています。

・改姓・改名により給付様式35の奨学生氏名と証明書記載の氏名が一致しない場合、運転免許証のコピーや住民票の写しなど、変更前後の氏名が記載されている書類の添付が必要です。

・対象区分Eでない場合、賃貸借契約以外の証明書類も必要となります。

[様式 3]

(貸与・給付共通)

貸与・給付共通

改 氏 名 届

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

太枠線内及び必要事項は正確にもれなく記入のうえ学校に提出してください。
 奨学生番号が複数ある場合は全ての奨学生番号を記入する必要があります。
 なお、奨学金振込口座に公金受取口座を指定している場合、本届出にて機構での公金受取口座利用が取り下げられます。
 機構登録の「カナ氏名」は奨学金振込口座の口座名義と一致させてください。

学校名	学年	年	提出日	西暦	年	月	日
学部・学科 (課程・研究科)			生年月日	西暦	年	月	日
			学籍番号				
			フリガナ				
			氏名 (自署)				

奨学生番号	0	0	0
-------	---	---	---

◆進学届提出後で採用前(奨学生番号付与前)の氏名変更の場合は、下記欄に採用候補者決定通知の登録番号及び進学届提出日を記入し、採用係宛にFAX(03-6743-6669)してください。

進学届提出後で採用前(奨学生番号付与前)の氏名変更の場合のみ記入 ※採用後、奨学生番号を記入して学校保管	採用候補者決定通知の登録番号	進学届提出日
	- - - - -	西暦 年 月 日

①	旧	
	カナ氏名 姓	名
	漢字氏名	
	↓	
新		
カナ氏名 姓	名	
漢字氏名		

※カナ氏名は奨学金振込口座名義と同じ並びかつ読みを記載してください。

②	改氏名のパターン (☑該当にチェック)	必要書類	様式及び必要書類の取扱い	スカラAC入力
	<input type="checkbox"/> 改姓	本届のみ	学校保管	必要
	<input type="checkbox"/> 改名(家庭裁判所の許可を得た場合)	本届及び下記(1)~(5)のいずれか	機構に送付	不可
	<input type="checkbox"/> 改名(帰化による場合)	本届及び下記(2)~(6)のいずれか	機構に送付	不可
	<input type="checkbox"/> 氏名の誤入力の訂正	本届のみ	学校保管	必要
	<input type="checkbox"/> 上記以外の場合	本届のみ	学校保管	必要

●改名する場合は、次のいずれかの公的証明(写し可・変更前後の名が記載されているものに限る)とあわせて学校へ提出してください。

- (1) 「名の変更許可審判書謄本」←改名(家庭裁判所の許可を得た場合)のみ可
- (2) 「戸籍個人事項証明(戸籍抄本)・戸籍全部事項証明(戸籍謄本)(除籍を含む)」
- (3) 「受理証明書」(名の変更又は帰化に係る戸籍届出受理に限る)
- (4) 「住民票の写し(除票又は改製原住民票を含む)」
- (5) 「運転免許証」(表・裏両面)
- (6) 帰化者の身分証明書(法務局発行のもの)←改名(帰化による場合)のみ可

③届出金融機関における奨学金振込口座の口座名義変更手続日

③	年	月	日
---	---	---	---

○学校記入欄

スカラACでの改氏名処理日 ※改名は処理不可	年	月	日
---------------------------	---	---	---

上記記載のとおり相違ないことを確認しました。

20 年 月 日

学校名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)	
-	-
()	
学校番号	区分

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

提出先	郵送の要否	スカラAC入力
異動・補導係	改氏名のパターンによる	改氏名のパターンによる

